

令和5年度第3回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会

次 第

日 時：令和6年2月29日（木）

午前10時00分から正午まで（予定）

場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事 ※議事は変更となる場合があります

【審議事項】

(1) 大宮小学校跡地活用の方向性と今後の進め方について

(2) 新保健福祉施設整備事業の進捗状況について

【報告事項】

(1) 森林公園リニューアル事業について

3 その他

4 閉 会

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No. 1

件名	大宮小学校跡地活用の方向性と今後の進め方について
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 公共施設の跡地活用 6 その他
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) 閉校後における大宮小学校跡地の活用方向性についてご意見をいただきたい。
協議事項の具体的内容	(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等) 1 大宮小学校の概要 所在: 龍ヶ崎市大徳町4945 (市街化調整区域)、敷地面積: 15,396㎡ 校舎面積: 2,573.41㎡ ①昭和47築 RC造 1階 385.81㎡ ②昭和50築 RC造2階 489.69㎡ ③昭和57築 RC造 2階 1,041.00㎡ ④平成11築 木造2階 656.91㎡ ・体育館面積: 599.48㎡ 昭和53築 S造 1階 ・プール 2 閉校日 令和7年3月 ※令和5年9月27日教育委員会にて大宮小学校統合基本方針が示される 3 閉校後の活用案 (方向性) <u>【大宮ふるさと協議会・大宮地区区長会からの要望】</u> ①木造校舎と体育館は解体せず残してほしい。特に木造校舎はコミュニティセンターとして改修し活用したい。 ②校庭は公園・広場のような整備をお願いしたい。 <u>【庁内での公共活用提案】</u> ①【地域づくり推進課】新たなコミュニティセンターとして活用 ②【人事行政課】公文書書庫として利用 (建物一部) ③【防災安全課】避難所施設として継続活用 4 これまでの協議経過 R5. ①10/23 ②12/28 関係各課打合せ R6. 1/23公共施設等マネジメント戦略会議、2/5庁議 5 今後の予定 地域の協議会等と協議を開始。
添付資料	大宮小学校の跡地活用に係る庁内需要調査票、活用案配置図、跡地活用スケジュール (案)
部課等名	総務部管財課 再生戦略グループ

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

公開	非公開 (部分公開を含む) とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第 条第 号該当
部分公開	公開が可能となる時期	
非公開	(可能な範囲で記入)	

大宮小学校の跡地活用に係る庁内需要調査票

令和5年10月2日付け事務文書で、大宮小学校の跡地活用について、庁内向けに需要調査を実施したところ、以下3点の庁内需要が確認された。

1. 新たなコミュニティセンターとしての活用【地域づくり推進課】

概要	既存の大宮コミュニティセンターは、建築後36年が経過し設備の老朽化や、駐車場不足等の問題を抱えていると共に、敷地全てが借地となっている。大宮小学校跡地へコミュニティセンターを移転することによりこれらの問題を解消し、地域活動の拠点としてのみならず、利用者の促進や防災活動の促進につなげる。
理由	・設備の老朽化や、駐車場不足等の問題を抱えているため。 ・土地賃貸借料年額約30万円の借地を解消するため。
期待される効果	コミュニティセンターを移転することにより、借地や駐車場不足等の問題が解消されるだけでなく、利用者の促進や防災活動の促進が期待される。

2. 公文書書庫(管理棟東側の家庭科教室+普通教室棟)としての利用【人事行政課】

概要	当市の公文書の管理については、「龍ヶ崎市文書取扱規程」及び平成29年の改訂を経て定められた「公文書の管理に関する指針」に基づいて行われているが、自治体事務の多様化が進み、書庫で保管している現用文書等が増加していることから、10年保存、永年保存文書については、大宮小学校校舎を書庫として移管する。
理由	現在使用している電動書庫や地下書庫の公文書保管スペースの空きが少なくなっており、抜本的な対応が必要。
期待される効果	永年保存としている文書については、すでに現用文書としての役割を終え、歴史的公文書の性格を有しているものもあると思われるので、移管を機会に各課等の検討を促す。 公文書の管理は、まずは現行で紙によって閲覧等を行っているファイル基準表をシステム化する必要があるが、それまでに至っていない。 このため、先行して現用文書の一部を移管することで、本庁舎内の書庫スペースの改善を図ることができる。

3. 避難所施設としての継続活用【防災安全課】

概要	大宮地区の防災対策上の観点より、龍ヶ崎市地域防災計画において、大宮小学校を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として位置付けている。 今後においても引き続き、災害時における大宮地区の避難住民の受け皿として、大宮小学校を避難施設として継続活用したく、跡地活用を検討する際には、十分に配慮願いたい(大宮地区内において代替施設の確保困難)。
----	---

理由	当該地を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として位置付けており、大宮地区の防災対策を考えると、引き続き防災拠点機能を継続したい。
期待される効果	避難所機能等を確保することで、大宮地区の安全安心を向上することができる。



上記3提案のいずれの案も排除することなく、検討を進める。

● 庁内需要ごとの活用方策と課題

1. 新たなコミュニティセンターとしての活用

⇒ コミュニティセンター機能の移転は、現況が借地であること、建物の耐用年数等を考慮すると妥当なものであり、また、地域からの要望書とも合致する。論点としては、既存校舎等の利活用とするか、改築（解体して新築）とするかを検討し、方針決定には、ゾーニング検討やコスト計算の比較等が必要である。

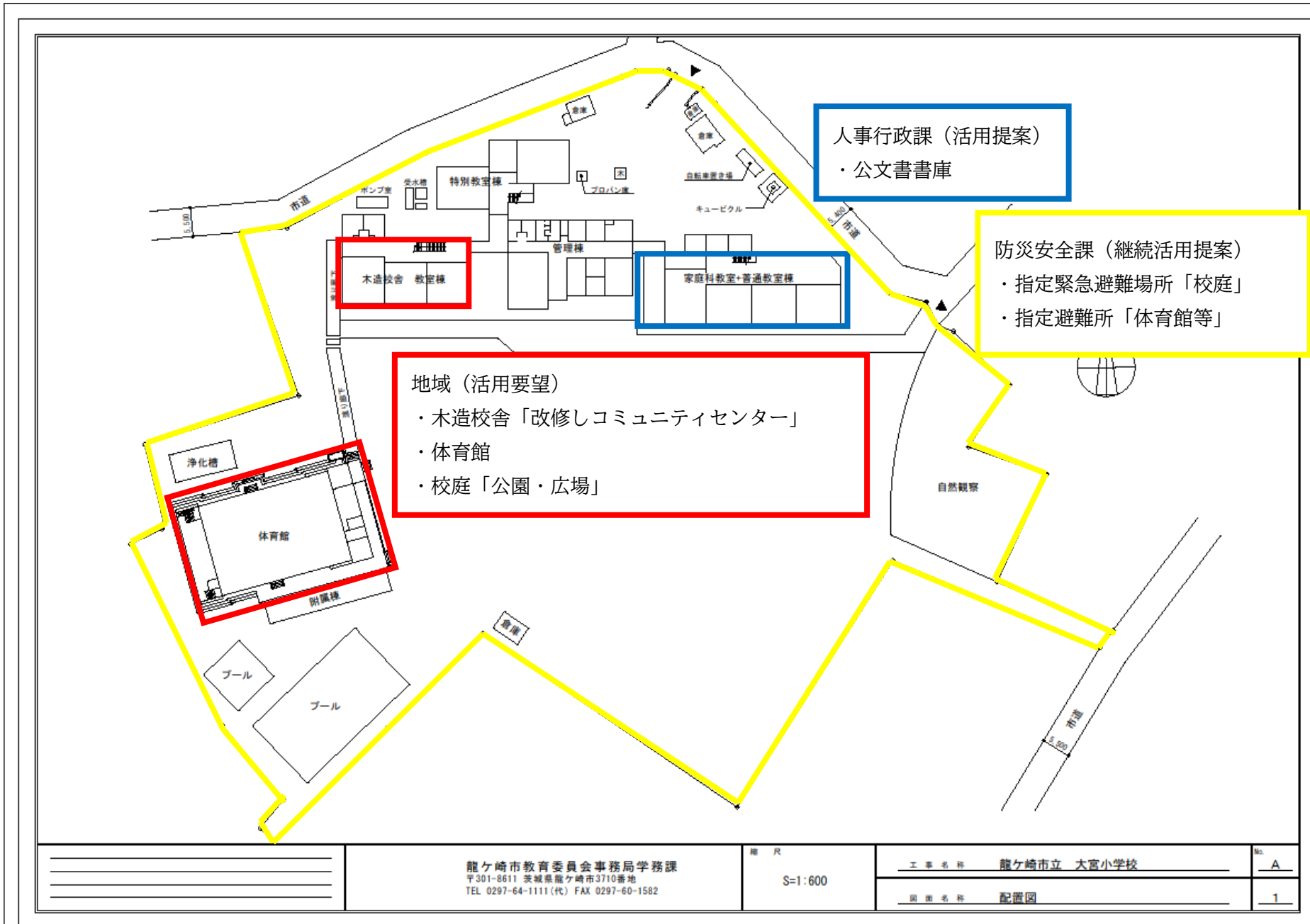
2. 公文書書庫（管理棟東側の家庭科教室＋普通教室棟）としての利用【人事行政課】

⇒ 既存校舎の利活用を前提の活用案と考えており、公文書書庫（管理棟）を新築する案は無いものとする。既存校舎を利活用するのであれば4期校舎（S57）が木造校舎に次いで築年数が浅いため、公文書書庫の第一候補場所になると想定している。課題としては、浸水地区における文書保管方法、電気・水道等のインフラ再整備、建物の用途変更に伴う整備、無人管理を想定した際のセキュリティレベル設定などの検討を要する。

3. 避難所施設としての継続活用【防災安全課】

⇒ グランドが「指定緊急避難場所」、体育館等は「指定避難所」という位置付けを変えずに活用することが本線と考える。ただし、体育館は昭和53年築（築45年）であり、耐用年数を考慮すると、改築の検討を要する時期に差し掛かっていることは否定できないため、体育館の改築または体育館に替わる指定避難所の確保も検討の余地があると思われる。

活用案配置図（現状配置）



龍ヶ崎市教育委員会事務局学務課
 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
 TEL 0297-64-1111(代) FAX 0297-60-1582

縮尺
 S=1:600

工事名称	龍ヶ崎市立 大宮小学校	No.	A
図面名称	配置図		1

大宮小学校跡地活用スケジュール(案)

R6.2.29

年度/月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
令和5年度	住民関係								11/28 地域からの跡地活用要望書			大宮ふるさと協議会等との協議			
	庁内調整								要望書に対する市の考え方整理(庁内調整)		1/23戦略会議	地域協議を踏まえた跡地活用案作成			
	活用事業											内装改修、建替等数パターンの概算費算			
	その他											2/5庁議(跡地活用の方向性)			
令和6年度	住民関係	大宮ふるさと協議会等との跡地活用案協議			住民向け広報(各戸配布)			大宮ふるさと協議会等との跡地活用案協議		大宮小学校跡地活用案を市民向けに広報(HP・りゅうぼー)					
	庁内調整	地域協議を踏まえた跡地活用案作成機能・レイアウト等の要件整理				庁議(跡地活用の方針決定)				仕様書作成、調達スキーム検討			所管換え(教育→コミ)		
	活用事業							設計費(基本・実施)の予算要求(12補)			予算の議決				
	その他						公共施設等マネジメント推進委員会(事業スケジュール等)					入札期間			
							全員協議会(事業スケジュール等)					設計期間			
											設計業務委託契約				
令和7年度	住民関係	大宮ふるさと協議会等との協議(設計着手)		大宮ふるさと協議会等との協議(設計進捗)					大宮ふるさと協議会等との協議(設計進捗)			市民向け広報			
	庁内調整	大宮小学校跡地活用検討会議(庁内組織)							R8予算要求(概算工事費)						
	活用事業	文科省財産処分手続き			基本・実施設計							建築確認申請			
	その他		基本設計成果							公共施設等マネジメント推進委員会(設計概要説明)			実施設計成果		
											全員協議会(設計概要説明)				

公共施設等マネジメント推進委員会 付議事項概要書

No. 2

件名	新保健福祉施設整備事業の進捗状況について	
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 公共施設の跡地活用 6 その他	
協議の論点	<p>(協議すべきポイントを簡潔に記載すること)</p> <p>(仮称) 新保健福祉施設の整備にあつては、内部会議や議会への説明、市民向け広報等を都度実施し、事業を進めている。当該施設は、市内では前例のない新たな複合施設であり、特に運用面においては、着想、未来志向、戦略性等の様々な要素が求められているものと認識している。</p> <p>そのため、事業の現在地を共有させていただくとともに、今後の進め方についてご意見をいただきたい。</p>	
協議事項の具体的内容	<p>(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等)</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設事業の概要及び進捗報告 ・ 開設に向けた現在の取組み ・ 要整理事項 (供用開始に向けた課題整理) <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設工事 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月まで 建設工事 (建物工事) 令和7年1～3月 引越作業、NW工事、電話工事、備品搬入等 ● 運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定 (令和6年9月予定) ・ 備品購入 (事務机・椅子、電化製品、会議室テーブル、モニター等) ・ 令和7年度以降の各種維持管理・保守点検等の契約 ・ 市民向け広報 (施設広報、利用方法周知など) 	
添付資料	資料 新保健福祉施設整備状況 資料 施設レイアウト	
部課等名	総務部管財課 再生戦略グループ	

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	非公開 (部分公開を含む。) とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第 条第 号該当
	公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	



新保健福祉施設 整備状況

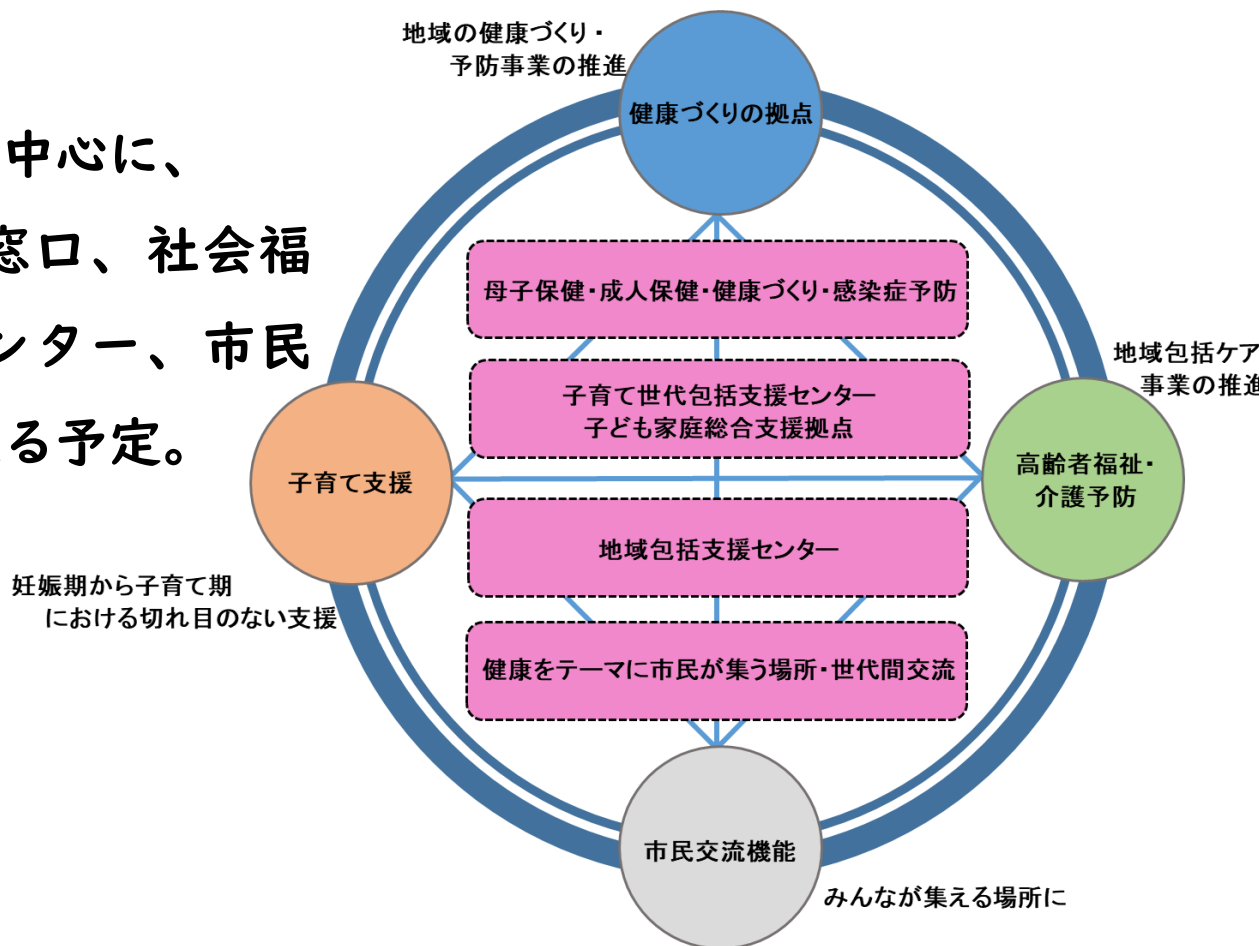
令和6年2月
管財課



新保健福祉施設の概要

こどもから高齢者まで、全ての市民が健康で安心して暮らし続けるための健康づくりや子育ての総合的な支援拠点。

施設には保健センターを中心に、子育て窓口、高齢福祉窓口、社会福祉協議会、包括支援センター、市民交流機能（3F）などが入る予定。



新保健福祉施設ってどんなところ？



建設予定地

敷地面積：2,442.32㎡

／ 済生会健診センターと同じくらいだよ ／

予定延床面積：約2,700㎡

【階別の主な機能】

1階 市民窓口エリア (約1,200㎡)

北側：福祉窓口（行政）、社会福祉協議会、地域包括支援センター
南側：健康窓口、子育て窓口（行政）

2階 保健福祉エリア (約750㎡)

健診スペース、健診待合ロビー、プレイルーム、おひさまクラブ

3階 市民交流エリア (約750㎡)

市民交流スペース、大会議室（2室）、小会議室（3室）、栄養実習室

事業の進捗状況

【建設工事】

- 令和5年9月 建設工事請負契約（建築・電気設備・機械設備）
- 令和5年11月～ 現場着手
- ～令和6年3月 基礎工事（杭工事など）

※建設工事は令和6年12月を目途に完了し、令和7年1～3月を供用開始に向けた準備期間に充てる予定です。

【運用面】

- ・ 新保健福祉施設整備検討会議開催
（管財課・健康増進課・医療対策課・福祉総務課・こども家庭課・保育課）
- ・ 公共施設等マネジメント戦略会議（内部）及び公共施設等マネジメント推進委員会（外部）への進捗報告
- ・ HP、SNS、りゅうほ一等を通じた施設広報
- ・ 施設3階部分の設置及び管理に関する条例及び施行規則の素案作成
- ・ 施設3階部分の指定管理者選定に係る準備（申請要領・仕様書案の作成）
- ・ 購入備品ならびにレイアウト案の検討
- ・ 供用開始後の施設維持管理方法の整理
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金の活用検討 など

開設に向けた準備

新施設の供用開始に向けて、現在重点的に取り組んでいる事項は以下のとおり。

①施設の位置付け

新施設は様々な用途を想定する「複合施設」であり、1階は公用施設（事務事業の用に供するもの）に該当し、2階は保健センターの設置及び管理に関する条例の変更での対応を予定している。

3階については、別途位置付けが必要になるため、条例ならびに施行規則を定める。

②指定管理者の選定

新施設の3階は健康・子育て・福祉・市民交流の4つの機能をつなげる「多世代交流センター」と称し、その管理運営は民間事業者（指定管理者）に委ねる予定である。公募により事業者を決定。

③部署の配置

新施設には健康・子育て・福祉に関する行政窓口の他、社会福祉協議会や地域包括支援センターも部署する予定であり、また、限られた事務室の収容人数の中、人員配置や文書・備品の保管スペースを調整する等、業務開始に向けての細かな調整が必要となる。

④備品購入など

新施設では原則、什器や備品類はすべて新調することを予定している。また、新施設ではDX化やペーパーレスの推進も視野に入れており、現在の文書や物品をそのまま新施設に移動するのではなく、各課での整理が必須である。

開設に向けた準備 ～①施設の位置付け～

新保健福祉施設 … 様々な用途が同居する“複合施設”

1階 市民窓口エリア

主に健康・子育て・福祉に関する事務手続きや相談を行う場所

⇒公用施設としての性格が強い（市役所本庁舎別棟の扱い）



1階 南側事務室



2階 健診待合室

2階 保健福祉エリア

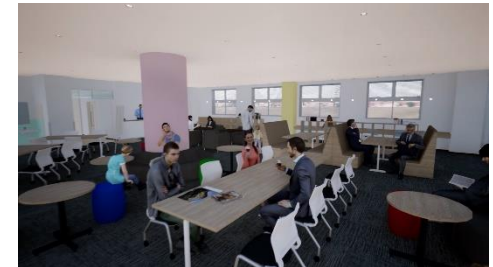
主として保健センターが使用

⇒現行の保健センター設置条例の改正（所在の変更）で対応

3階 市民交流エリア

健康・子育て・福祉の総合的な支援や世代間交流を図る施設

⇒新たな位置付けが必要



3階 多目的スペース

施設全体ではなく、新施設3階部分だけを位置付けすることでの整理が妥当と考えており、条例については指定管理者の選定を視野に、第2回定例会への上程を想定している（施行は令和7年4月1日）。また、有償での諸室の貸出しを行う予定であり、利用料の設定も併せて行う。

開設に向けた準備 ～②指定管理者の選定～

3階「市民交流エリア」⇒「多世代交流センター」と称します！

◎3階 多世代交流センターの特徴

- ✓ 休館日は12月29日から翌年1月3日
- ✓ 午前9時から午後9時までの開館
- ✓ 多目的スペースは飲食可
- ✓ 施設予約にオンライン予約を実装（市公式LINEを使った予約システムを想定）
- ✓ キャッシュレス決済導入
- ✓ 健康・子育てに資する講座やイベントの企画
- ✓ 施設やイベントの広報など
- ✓ 市民及び市民団体への施設貸出（使用許可等）



上記サービスの運用を想定すると、行政での管理運営よりも民間事業者の業務ノウハウを活用することで、より良質な住民サービスを提供でき、さらには効率性やコスト面での優位性も認められる。特に、健康・子育てに資するイベントの企画については、民間事業者の発想力や知見を十分に発揮いただけるものと期待している。

以上のことから、多世代交流センターは指定管理者（民間事業者）による運営が適切と考えており、指定管理者は公募により選定を行い、第3回定例会での議決を経て指定管理者の指定を行う。

なお、指定期間は開設準備期間を考慮し、令和6年10月1日から令和12年3月31日までの5年半とする予定。

開設に向けた準備 ～③部署の配置～

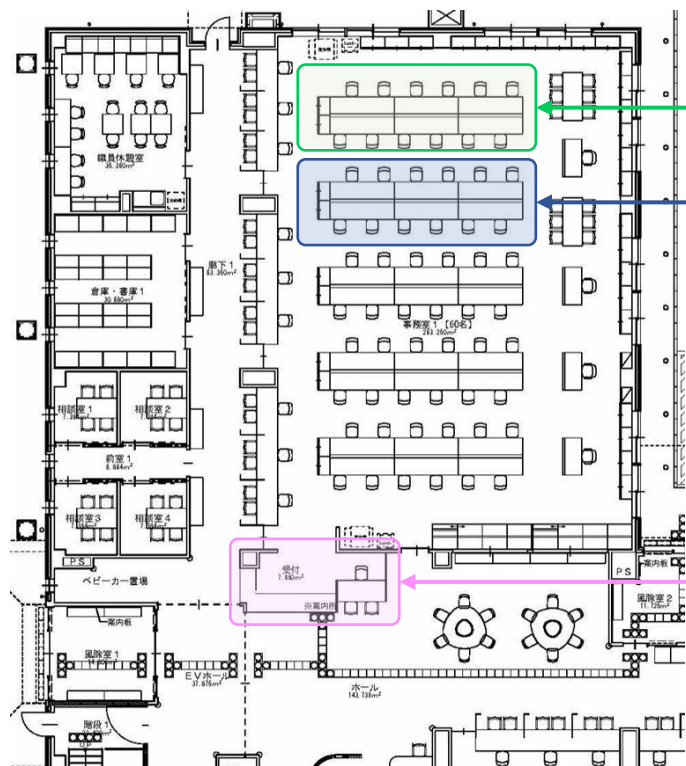
1階北側には行政部署以外に、福祉サービスの向上を図るため、

社会福祉協議会と地域包括支援センター が入居

使いやすい・分かりやすい施設とするため、

コンシェルジュ を正面入口に設置

※常駐の受付員（業務委託による）を配備し、施設の案内・誘導だけではなく、お客様が移動する手間を軽減するため、相談の一次対応や職員の呼出しなどのつなぎ業務を行う。



地域包括支援センター（6名程度）

社会福祉協議会（10名程度）

コンシェルジュ（外部委託の受付員が常駐）

【施設1階北側】

⇒詳細は施設レイアウトをご覧ください！

開設に向けた準備 ～④備品購入など～

新保健福祉施設で購入する主な備品など

- ◆ 事務机・イス
- ◆ カウンター
- ◆ キャビネット
- ◆ 会議室・相談室等のテーブル・イス
- ◆ 健診待合室のソファ
- ◆ 3階多世代交流センターのテーブル・イス
- ◆ デジタル機器（デジタルサイネージ・電子黒板）や電化製品 など

新施設における備品等の考え方

- 備品・デジタル機器は原則新調とする。
- 事務室内の事務機のレイアウトはカウンターから見て均等に並ぶ形とする（人事異動等による人員配置に合わせた事務機の配置ではなく、事務机に人が合わせる。）。
- 部署間をキャビネットで仕切る形を廃止する。
- 管理職の袖机を廃止（フリーアドレスの実現には支障がある）。
- 現在の文書や物品量を考えると、収納が困難になることが予想されるため、引っ越しの際には文書量等の削減（保存年限の見直しや廃棄など）が必須。
- プリンターや複写機は既存流用を原則とし、必要に応じて追加購入。
- デジタルサイネージ・電子黒板等の購入はデジ田交付金（補助率1/2）を活用予定

要整理事項

事業推進に当たり整備すべき事項を大きく5点挙げさせていただきます。

①施設の維持管理

新施設の供用開始後、施設の維持管理を行う必要が生じるが、管理の簡略化及びコスト面の優位性を考慮し、現在本庁舎の施設維持管理を委託している事業者に、新施設の施設維持管理を委託したいと考えている。また、新施設の管理は“管財課”が妥当と考える。

②本庁舎1階の活用方法

新施設への移転に伴い、特に1階北側事務スペースに空きが生じる（保護課・障がい福祉課だけが残る。）。現状、保護課の事務スペースが狭いため、事務スペースを拡張する見込みではあるが、それでも余裕があるため、市民の利便性に配慮し、庁内の部署を1階に移転することが妥当と考える。

③地域福祉会館の活用方法

社会福祉協議会事務局が新施設に移転した後の地域福祉会館の活用法を模索しており、候補としてはシルバー人材センターの移転、ボランティアセンターとしての活用などを想定している。施設の老朽化も進んでいるため、将来の活用方策を定めた上で、内外装の改修工事を行う必要がある。

④駐車場の確保

現在、職員用駐車場の収容台数は約460台（北・南・西の合計）であるが、これに加えて健康増進課・地域包括支援センターの台数が増となり、さらには健康診断や多世代交流センターの来客などの増要因が見込まれるため、駐車場の確保及び運用が課題である。

⑤愛称&ロゴマーク

新施設3階は条例上では「多世代交流センター」としているが、他自治体では別途愛称を設ける事例が多い。施設に対する親しみや供用開始後の施設広報を見据えると、愛称を公募等により募集することを検討している。

おわりに

新保健福祉施設は、この時代に作る新たな“複合施設”であり、また、環境性能としても市内で初めてZEB Ready*を達成する施設となります。そのため、新施設に従事する職員はもちろん、来館者も含めてSDGsの取組み、ペーパーレス化等により、カーボンニュートラルを実現することが求められます。

また、当該施設では電気錠による入退室管理、デジタルサイネージや電子黒板の導入、AIカメラの導入、施設予約のオンライン化・キャッシュレス化など、様々なデジタルデバイスを駆使してDX化による市民の利便性や満足度を向上する予定です。

さらには、自家発電設備を備え、また受水槽から直接採水できる等、耐災害性の高い施設でもあり、市内の中央かつ駐車場台数を十分確保できる特性から、避難所としても有用な施設となるため、市民の安全・安心という観点からも期待値の高い施設となります（福祉避難所としての位置付けを予定。）。また、ソフト面では3階に「多世代交流センター」を設置し、民間事業者の知見を活かした魅力的なコンテンツを提供し、市民の健康・子育て・福祉に対する関心を高めることもねらいです。

上記に記載したような、新たなを試みを盛り込んだ施設となりますが、これらのサービスを有機的に展開するためには、サービスの提供者である市職員ならびに市民の理解が不可欠です。

新施設のコンセプトである「市民が生涯にわたり健康で安心して暮らし続けるための支援拠点」を目指して、市職員ならびに市民が協働し、価値ある施設をともに創り上げてまいりたいと考えておりますので、事業へのご理解とご協力をお願いします。

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。ZEB Readyは省エネで建物で消費する年間の一次エネルギーを50%以下まで削減する施設を指します。

1階 市民窓口エリア

福祉エリア

※レイアウトは令和6年2月時点のものであり、供用開始時点では変更となる場合がありますのでご了承ください。

地域包括支援センター
(6名)

社会福祉協議会
(10名)

福祉総務課
(18名)

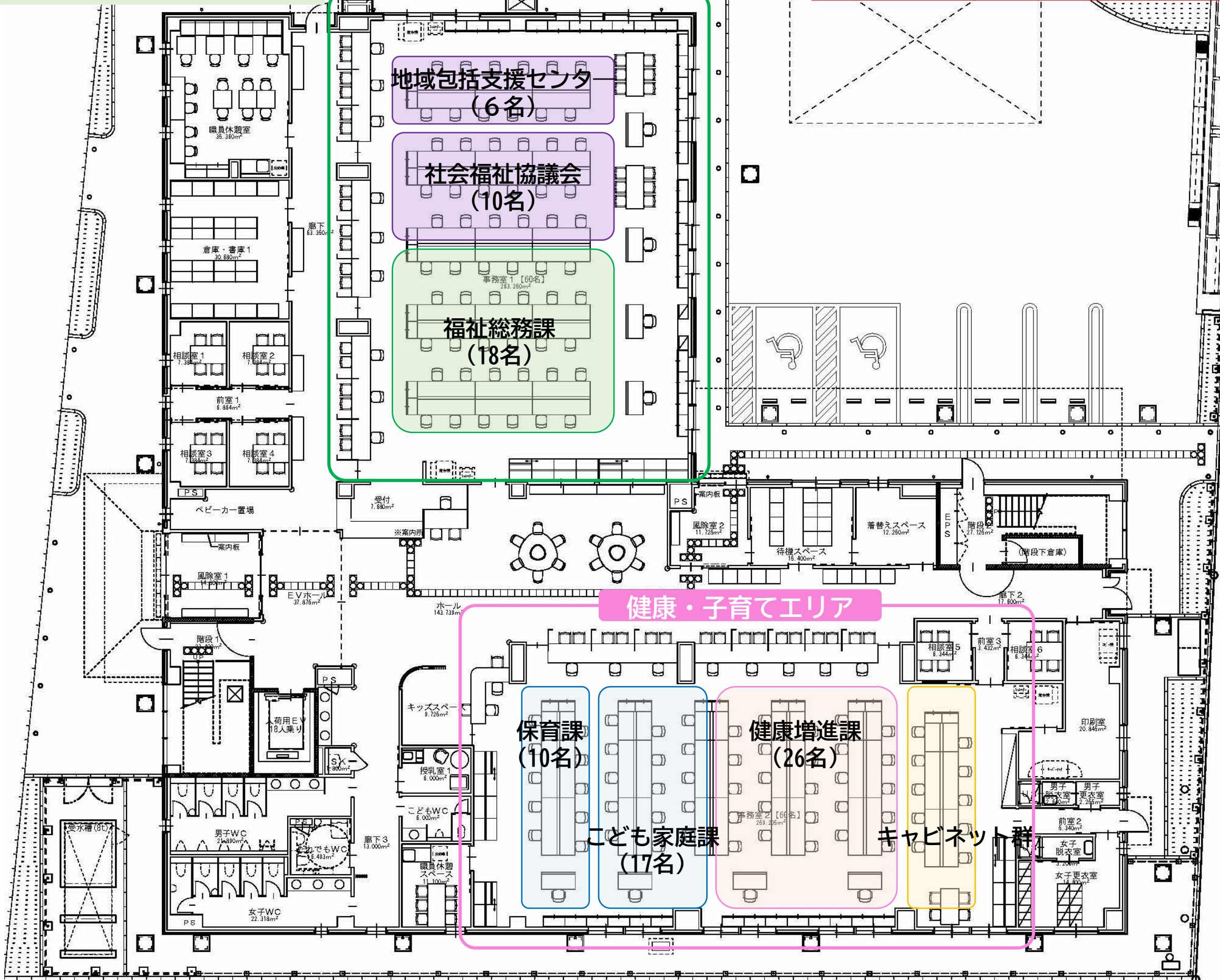
健康・子育てエリア

保育課
(10名)

健康増進課
(26名)

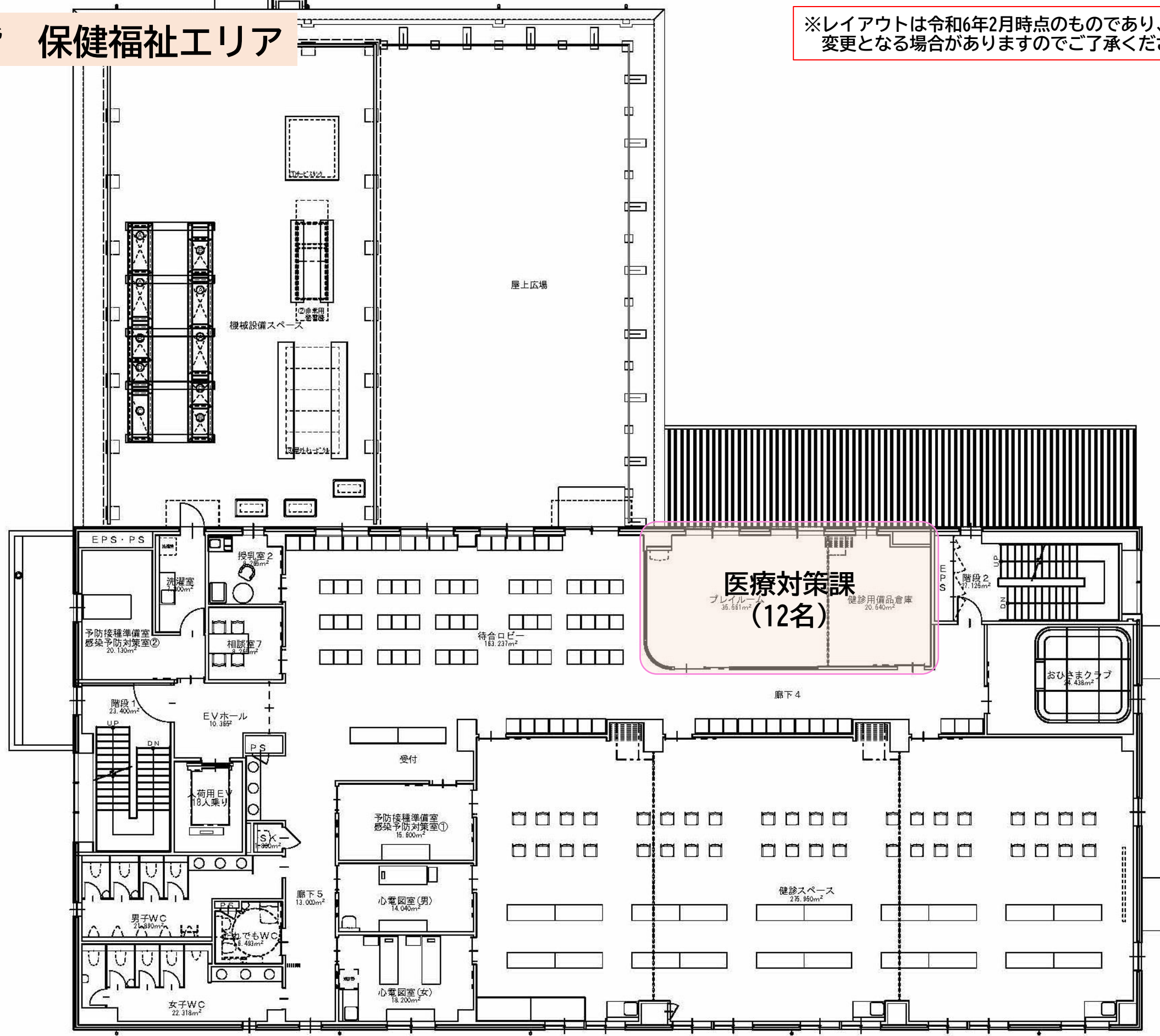
子ども家庭課
(17名)

キャビネット群



2階 保健福祉エリア

※レイアウトは令和6年2月時点のものであり、供用開始時点では変更となる場合がありますのでご了承ください。

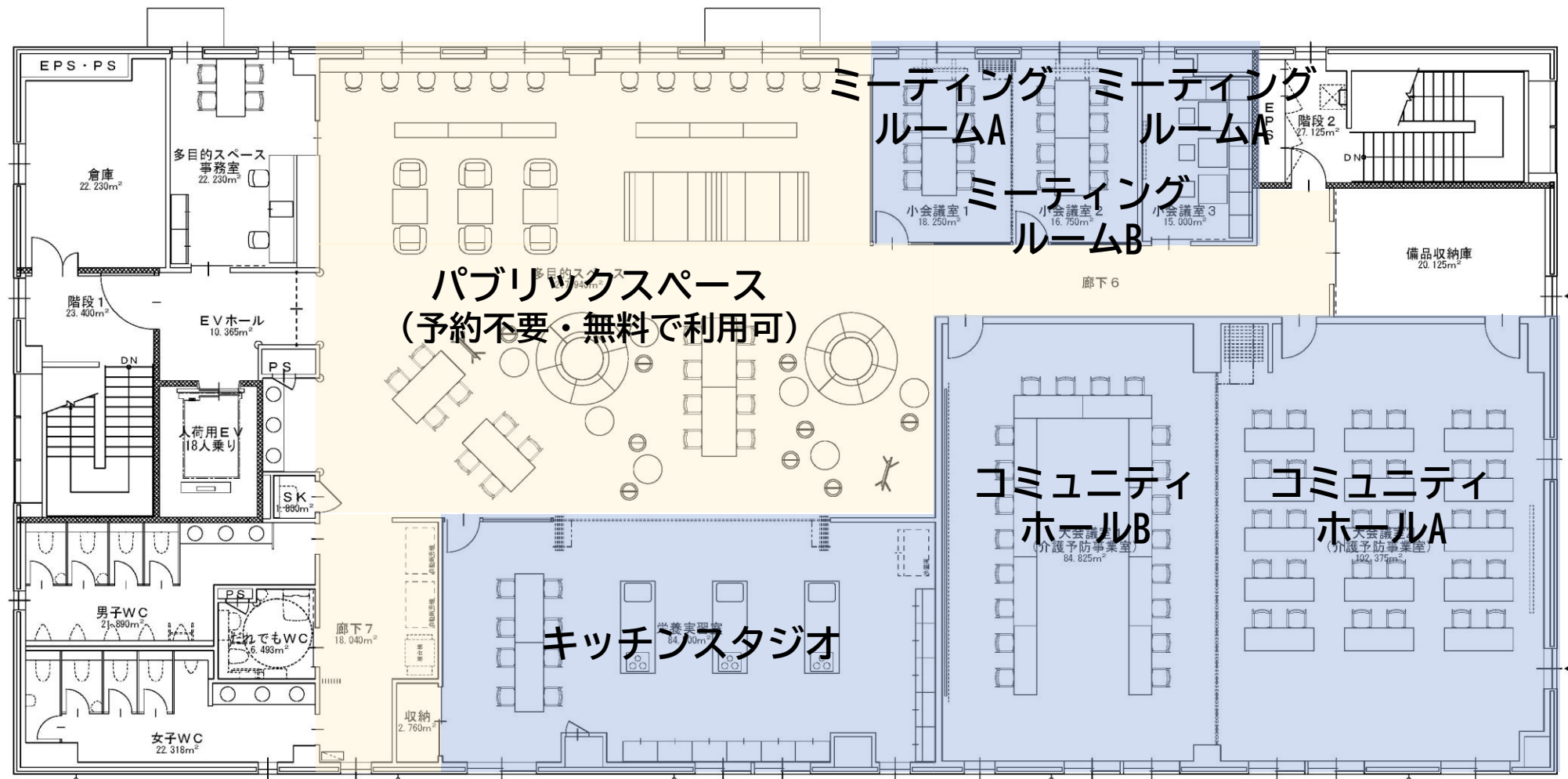


3階 市民交流エリア

※レイアウトは令和6年2月時点のものであり、供用開始時点では変更となる場合がありますのでご了承ください。

<多世代交流センターの特徴>

- ✓ 休館日は12月29日から翌年1月3日
- ✓ 午前9時から午後9時までの開館
- ✓ 多目的スペースは飲食可
- ✓ 施設予約にオンライン予約を実装（市公式LINEを使った予約システムを想定）
- ✓ キャッシュレス決済導入
- ✓ 健康・子育てに資する講座やイベントの企画
- ✓ 施設やイベントの広報など
- ✓ 市民及び市民団体への施設貸出（使用許可等）



… 予約不要で利用可
… 貸出諸室 (要予約)

「森林公園整備運営事業」について

(森林公園リニューアル事業)

(都市整備部 道路公園課)

令和6年2月29日
令和5年度第3回 龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会 資料

目 次

1. 公募開始からこれまでの経緯について（概要）	1 頁
2. 「公募設置等計画」について	
2－（1）全体計画	2 頁
2－（2）公募対象公園施設の整備計画	4 頁
2－（3）特定公園施設の整備計画	5 頁
2－（4）利便増進施設に関する整備計画	11 頁
2－（5）施設の管理運営計画（公園全体）	12 頁
3. 参考：「リニューアルイメージ図」について	14 頁

1 公募開始からこれまでの経緯について（概要）

- ◆ 事業者公募 : 令和5年8月7日（月）～ 令和5年9月25日（月） 50日間
- ◆ 提案書の受付 : 令和5年9月19日（火）～ 令和5年9月26日（火）



- ◆ 1事業者から応募（フォレストアドベンチャーグループ：3社のグループによる応募）
- ◆ 第一次審査（書類審査）
- ◆ 第二次審査（プレゼン）：審査・評価 令和5年11月1日
- ◆ 龍ヶ崎市契約審査会 令和5年11月8日



- ◆ 公募設置等計画の認定 令和5年11月30日
- ◆ 基本協定締結 令和5年12月25日
- ◆ 実施協定書締結 令和6年3月中旬（予定）

↓ 今後の予定

- ◆ 実施協定締結
- ◆ 令和6年夏頃 一部施設をプレオープン、令和7年4月 グランドオープン

2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (1) 全体計画

◆事業コンセプト

現状の機能を活かしつつ昇華させる



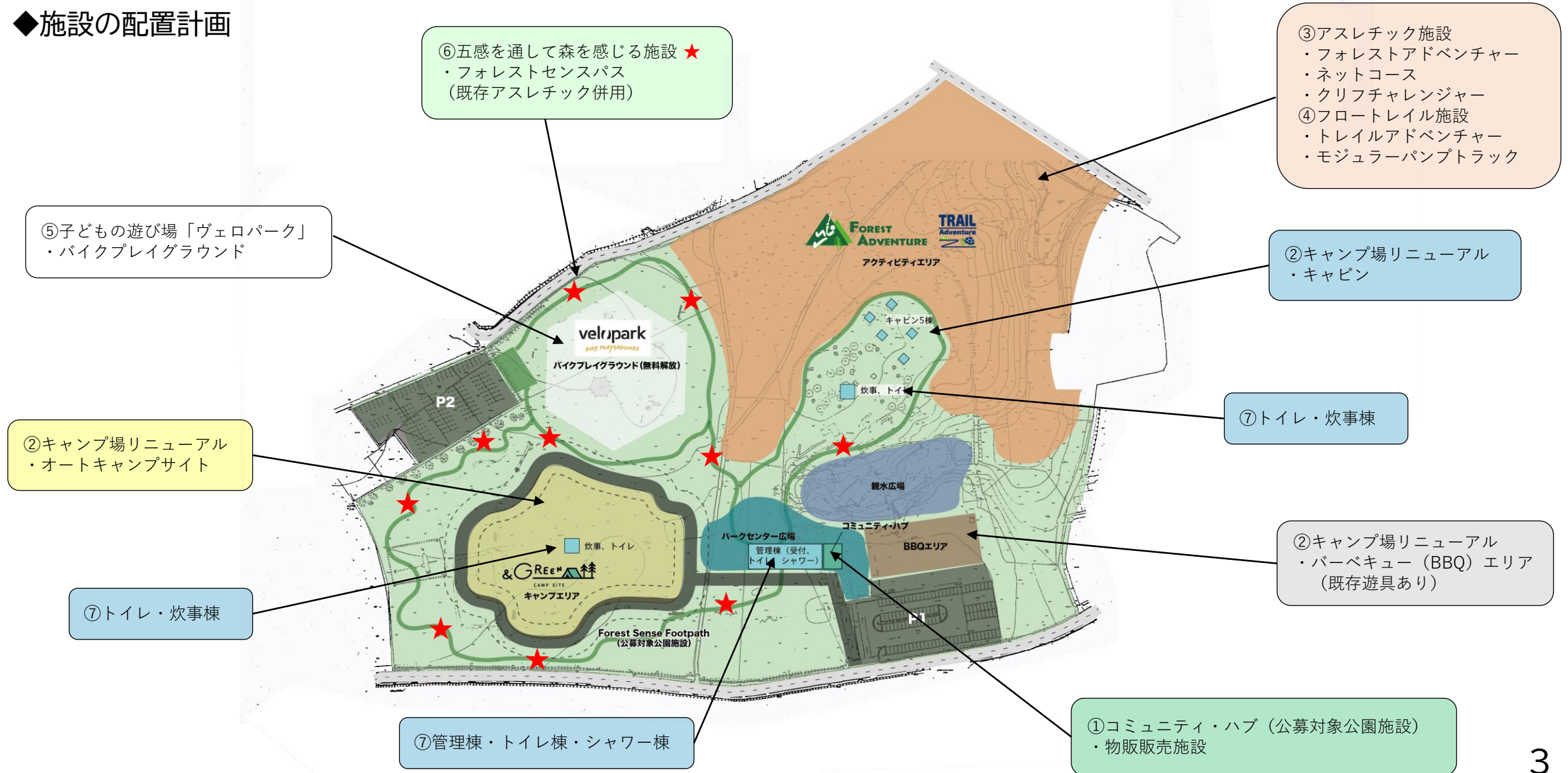
一日中遊べる、アウトドア・アクティビティのメッカとする

◆事業概要



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

◆施設の配置計画

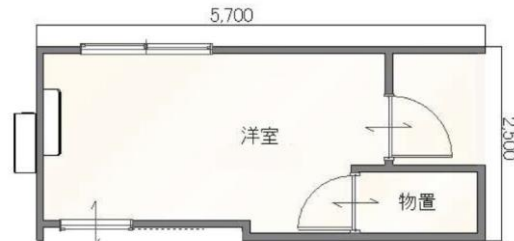


2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (2) 公募対象公園施設の整備計画

① コミュニティ・ハブ

物品販売を主にする施設を設置します。ここでは、アクティビティ利用者にはオリジナル軍手やTシャツ、タオルなど、キャンプ場を利用者には薪や木炭など用意します。



外部にはウッドデッキを制作し、来場した方々がわくわくするような外観を演出します。



スペースの1/3程度を地域の方が利用できる場所として提供します。そこを利用して、地場産品の販売やキッチンカーでの出店、フリーマーケットなどの場としてもらいます。



地場産野菜は、キャンプ場利用者には大変喜ばれます。また、アクティビティ利用者にも新鮮野菜はお土産として重宝されます。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

②キャンプ場リニューアル



◇キャビン

既存施設であるログハウスB（5棟）をリニューアルします。公園内に設置する様々なアクティビティの基地としてキャンプ場を利用することで、それぞれが相乗効果を生み出し、公園や自然の魅力を滞在しながら体感できると考えています。



◇オートキャンプサイト

テントサイトは開発を最小限に抑えた森林サイトを設置。林間サイトは樹木が多く、枝や倒木のリスクの対応も必要となりますが、森や樹木はアクティビティエリア同様に徹底して管理し、安全で気持ちの良い森を作ります。



◇バーベキュー(BBQ) エリア

「誰もが気軽に楽しめる」をコンセプトに「手ぶらで出来るBBQ場」としてリニューアルし、利用者の利便性を考え、駐車場から近い現在のあいの広場に設置します。最大キャパシティは30組で、テーブル・イスやBBQグリルは可動式とし、繁閑に応じて数量を増減させます。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

③アスレチック施設



◇フォレストアドベンチャー

フォレストアドベンチャーは、森を森のまま活用できるアスレチック体験施設として人気を博し、北は北海道から南は沖縄まで全国41箇所で開催しています。徹底した安全管理のもと、自然環境と共生できる施設づくり、レジャーとしての楽しさの追求した施設です。



◇ネットコース

ネットコースはフォレストアドベンチャー同様に既存の立木を利用した樹上コースでありながら、コースをネットで囲うことでハーネスなしで気軽に樹上体験を楽しむことが可能です。



◇クリフチャレンジャー

手足を頼り、全身のバランスを駆使して壁を登っていくボルダリング。2020年のオリンピックでは「スポーツクライミング」として競技種目に追加され、近年は子どもの習いごととしても注目されています。既存の立木を利用し、樹に沿うような形で高さ7~10mほどのクライミングウォールを設置します。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

④ フロートレイル施設



◇トレイルアドベンチャー

トレイルアドベンチャーは、気持ちの良い森を体験するツールであると同時に、森を再生するきっかけを作る「自然共生型アウトドアパーク」のコンセプトを継承し、2019年に誕生したトレイル施設です。



◇モジュラーパンプトラック

簡単に設置・解体ができる、移動式パンプトラックコースのことです。最大の特徴はMTB/BMK/スケートボード/インラインスケート/キックスクーターやバランスバイクなど、乗り物を選ばず、どんなレベルでも楽しむことができます。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

⑤子どもの遊び場「ヴェロパーク (Velo Park)」



◇バイクプレイグラウンド

北欧スウェーデンで誕生したコンセプト。従来の公園遊具に代わりに自転車で楽しめるコースを設置し無料解放します。小さい子どものキックバイクなどで利用できるようにレベルを下げ、誰もが楽しめる公園のアイテムです。

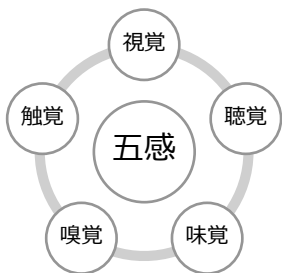
ターゲットは初めて自転車に乗るお子様から小学生低学年程度をメインとします。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

⑥五感を通して森を感じる施設



◇フォレストセンスパス

フォレストセンスパスは五感で感じるアクティビティやワークショップ（10アイテム程度）を通して森を感じ、楽しみながら散策するフットパスです。公園を周遊するような形で整備をし、その要所にアクティビティを設置します。

楽しみながら自然と触れ合い自然を身近に感じることで、自然の大切さや環境のことに関心を持ち、明るい未来につながればと思います。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (3) 特定公園施設の整備計画

⑦管理棟・トイレ棟・シャワー棟 トイレ・炊事棟

◇管理棟・トイレ棟・シャワー棟

公園の中核施設となる管理棟とトイレ・炊事場は、自然豊かな本公園に調和した外観を保持しつつ、現代に合わせた機能的なものとします。



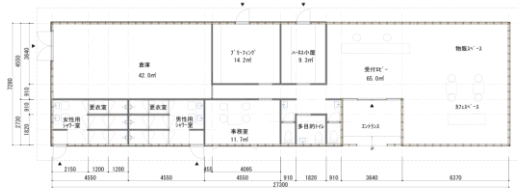
管理棟 外観



受付ロビー

カフェスペース

倉庫



管理棟 平面図 (面積:1843㎡)



管理棟 正面図

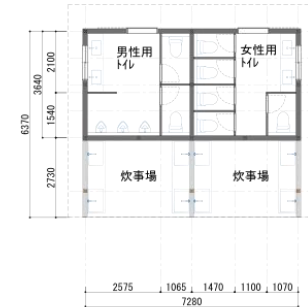
管理棟 側面図

◇トイレ棟・炊事棟

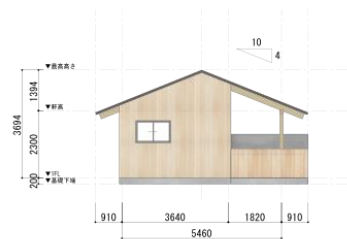
トイレ・炊事棟はキャンプエリアとアクティビティエリアの近くに設置し、どこのエリアからもアクセスしやすい配置とします。キッチン部は温水蛇口を備え、冬季の洗いものも苦になりません。



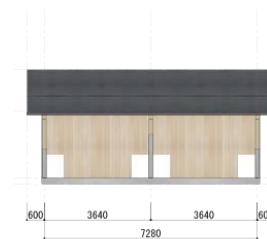
サニタリー棟 外観



サニタリー棟 平面図 (面積:25㎡)



サニタリー棟 側面図



サニタリー棟 正面図

2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2-（4）利便増進施設に関する整備計画

◆利便増進施設（インフォメーションエリア・誘導看板等）

管理棟にインフォメーションエリアを設け、公園内の案内や地域のイベント・周辺施設の情報を伝え、利用者の交流の場になるように運用します。

公園内には総合案内、駐車場・トイレなどの設備や各アクティビティリストへの誘導看板を作成し、公園の景観に配慮した設置手法と統一感のあるデザインに留意して設置します。



2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

2- (5) 施設の管理運営計画（公園全体）

① 施設の管理運営

■公園全体の賑わいの創出や魅力向上のための提案

「自然を楽しむ＝アウトドア」をキーワードに緑豊かな自然環境を最大限に活用し、親水広場、公園遊具、散策歩道、日帰りBBQ、キャンプをはじめとするアウトドアアクティビティに、フォレストアドベンチャー、トレイルアドベンチャー、ヴェロパークを追加し、さらに魅力が向上することで交流拠点となり、市内外からも人を呼び込むことができます。



■植栽の健全な育成と魅力を高める管理方法・計画

公園全体の管理運営を行います。その手法は、危険木の除去（枝打ち・伐倒）や下草刈りです。また、樹木医と連携することで、かかり木や立枯れなどの危険が生じた場合には迅速に対応できる体制をとっていますが、最大のポイントはスタッフが常駐、日々点検を行い、些細な異変にも気づくことができることです。



■集客のための周知・広報PR、サイン計画など

- ・オープンキャンペーンの実施
- ・龍ヶ崎市民割引
- ・近隣施設との利用料金に関する提携
- ・市内小学校校外学習受け入れ
- ・市内小中学校の職業体験受け入れ
- ・季節行事時のイベント実施
- ・移動式のモバイル・フォレストアドベンチャーを用いたオープン告知活動
- ・SNSを用いた広報と全国41箇所のネットワークを活用した広報

2 「公募設置等計画」について 【提案内容】

② 公園の魅力向上

■公園全体の魅力向上が見込まれるイベントの開催や 広場の有効活用等の提案

- ・ 近隣警察署と協力し交通安全教室
- ・ MTB・BMXライダーと協力して自転車教室
- ・ 消防署と協力し災害時の備蓄品の必要性や近隣のハザードマップなどの伝える安全教室
- ・ キャンプ道具を使用した災害時の防災教育
- ・ 流通経済大学ライフセービングクラブと協力し普通救命講習会
- ・ 龍のせせらぎでの夏に涼しさを感じる水を使ったミニイベントの開催



■公園管理の質の向上や公園利用者サービスの向上に つながる提案

- ・ フードフェスなどの食のイベントを定期的で開催し、地元食材を使ったキッチンカーなどの出店を誘致し龍ヶ崎市の魅力を市内外に発信
- ・ 市および商工会と協力し夏祭りなど子どもの笑顔が続くイベントを実施



■公園の利便性向上に向け、アクセス性の改善に関する提案

- ・ 交流人口を増やすにあたり駐車場の増設、駐輪場の新設設置、また、市および民間バス会社と協力しバスの便数を増やし公園利用者の利便性の向上を図る
- ・ 車で来る方のためにも近隣のコンビニや飲食店等にはパンフレットやポスターを設置していただき市内全体で人の流動を促す



6 参考：「リニューアルイメージ図」について

